

「自動車騒音の大きさの許容限度」（昭和50年9月環境庁告示第53号）  
の一部を改正する案に対する意見募集の実施結果について

平成30年11月30日  
環境省水・大気環境局  
総務課環境管理技術室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(2) 意見募集期間

平成30年1月29日（月）～平成30年2月27日（火）

(3) 電子メール、郵送又はファックス

(4) 意見提出先

環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出件数 : 3通

※ なお、本意見募集とは関係のない御意見（1通）の提出がありました。

(2) 提出された御意見と御意見に対する考え方

意見の概要	意見に対する考え方
<p>基本的に、いままでの近接騒音は、加速騒音規制値に相関関係がなく、アフターマーケットで販売されている交換マフラーが、異常にうるさく、騒音公害の大きな原因となっている。従って、相対値規制に変更することは基本的に賛成だが、交換用の国際基準であるUNR 59をアフターマーケットマフラーメーカーに義務付けすることが肝要(二輪はUNR 92)。騒音公害や苦情の多くが、そのアフターマーケットマフラーに起因しており、いくら新車を静かにしても、静かすぎて、うるさいマフラーに交換する人を増やす原因にもなっており、新車規制よりも、既存車の改造マフラーを市場で取り締まるほうが適切である。また、試験条件以外の使い方にも問題があるため、道路交通法で、ドライバーとライダーへの静かに走行するような運転義務化もすべきであり、住宅街でアクセルベタ踏みでのフル加速したりして、特にCVT車は、エンジン回転が上がり、負荷が増大して、規制値を超える騒音を出すことも原因であり、運転者への静かな運転の義務化とその取り締まりや、教育が重要である。</p>	<p>後付消音器(交換用マフラー)の騒音対策については、マフラー性能等確認制度を導入しております。同制度の見直しについては、関係省庁と連携し、見直しの必要性も含めて、検討していきたいと考えています。また、不正改造に対する取締りの強化や静かな運転の啓発についても関係省庁と連携して取り組んでいきたいと考えています。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
<p>改正に反対である。規制の必要性は理解できるが、複雑化する基準に車検の現場は対応できない。現実的には成績書類とマフラーの刻印を確認しなければならないため、使用者にも整備業界にも過剰な負担である。型式を認定しながら、対応マフラーの一覧をインターネットに公表さえしていない。得をするのは不正改造車と国とコネクションのあるディーラーのみである。</p>	<p>本改正案は、新車時の近接排気騒音値と後付消音器（交換用マフラー）を装着した場合の近接排気騒音の許容限度との整合性を図るものであります。また、マフラー性能等確認制度において性能等が確認されたマフラーについては、性能等確認済表示の発行機関において、公表リストとして公開されています。なお、検査業務等に関する御意見については当該業務を所管する国土交通省にも情報提供させていただきます。</p>